

短期補償タイプ

保険期間 1泊2日から6泊7日

お申し込みは

ウェブサイトから!

モンベル野あそび保険

(国内旅行傷害保険)

モンベル山行保険

(運動危険補償特約付 国内旅行傷害保険)

国内旅行傷害保険のご案内

安心と一緒に
出かけよう

ケガや遭難、物損害から賠償責任まで
アウトドアライフのさまざまなリスクに備える

2013年10月1日以降保険始期用



簡単&スピーディ
お申し込みOK!

お申し込み当日の出発も補償OK!

お申し込みはウェブサイトから

<http://hoken.montbell.jp>



montbell

● 4つの特徴

保険料¥250～でしっかり補償!

ウェブサイトから、スピーディお申し込み!

モンベルのウェブサイトから、補償プランを選んで加入するだけ。お支払いはクレジットカードでOK。その場でお手続きが完了します。

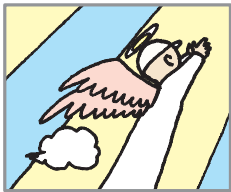
お申し込み当日のご出発でも補償!

お申し込みの際、当日から30日先までの間よりご希望の保険開始日(=出発日)をお選びいただけます。お選びいただいた保険開始日の、ご自宅を出発した時点からの補償開始となります。
※ご出発までに加入手続きを完了させてください。

メンバーズポイントが貯まります!

モンベルクラブ会員さまのお申し込みには、ご本人のみならずご家族の方を被保険者とするご加入についても、保険料の3%のポイントが貯まります。

● 補償内容 国内旅行中のさまざまなアクシデントに対応します。



死亡されたとき



後遺障害が残ったとき



他人にケガをさせてしまったとき



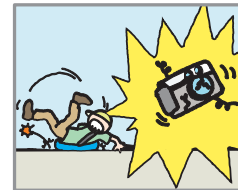
家族による救援が必要なとき



遭難者の捜索が必要なとき



入院・手術が必要なとき(日額)



自分のものを壊してしまったとき

Q&A

Q1. 靴ずれ、凍傷、高山病などは保険金の支払い対象となりますか?

- A. 保険金支払条件である「急激かつ偶然な外来の事故」にあてはまらないため、保険金支払いの対象となりません。その他、日焼け、野球肘、低温火傷なども支払の対象となりません。ただし、滑落などの事故が原因で身動きがとれず、その結果、凍傷になってしまった場合は保険金支払いの対象となります。

Q2. スキーを楽しんでいますが、スキー板は携行品の対象となりますか?

- A. スキーの板は携行品の対象となります。以下、携行品対象となるもの、対象とならないものの主な例をご参考ください。

<対象> スキーの板、スノーボードの板、つり竿、カメラ、メガネ、サングラス、個人用ノートパソコンなど
<対象外> ヨット、ボート、モーターボートなど

Q3. 救援者費用と遭難捜索費用はどう違うのですか?

- A. ●「救援者費用」とは、旅行行程中に生じた遭難などの事故により、保険契約者、被保険者、被保険者の親族が負担した捜索救助費用、交通費、宿泊施設の客室料、移送費用、諸雑費のことです。「救援者費用等補償特約」ではこれらの費用が補償されます。ただし、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する山岳登山などの事故については、モンベル山行保険ご加入時のみ、交通費、宿泊施設の客室料、移送費用、諸雑費が補償されます(捜索救助費用は補償の対象外となります)。
●「遭難捜索費用」とは、日本国内において山岳登山の行程中に遭難した場合に、遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用のことです。モンベル山行保険の「遭難捜索費用特約」ではこの費用が補償されます。

Q4. インターネット環境やクレジットカードがない場合、近くにモンベルストアがない場合は保険契約できませんか?

- A. 申し訳ございませんが、本保険はウェブサイトからのお申し込み専用となっております。別商品の保険期間1年・3年・5年の傷害総合保険「モンベル野外活動保険」「モンベル山岳保険」はモンベルストア店頭でのご加入も可能ですので、そちらへのご加入をご検討ください(補償内容は本保険とは異なります)。

モンベル野あそび保険

保険料 ¥250 から

国内旅行期間中にトレッキング、サイクリングやゲレンデスキーなど、さまざまなアウトドアライフを楽しむ方のための保険です。アウトドアで活動中の事故によるケガの補償をはじめ、ギア（道具）やカメラなど持ち物の盗難や破損、ご家族（救援者）が事故現場へ向かう交通費や宿泊費、他人をケガさせてしまった場合の賠償責任など、旅行中のあらゆるトラブルからお守りします。



ハイキング



トレッキング



サイクリング



カヌー・カヤック

※ 上記は対象となるアウトドア・アクティビティの一例です。他にもさまざまなアクティビティが対象となります。詳しくはお問い合わせください。

（単位：円）

プラン名			1泊2日まで		3泊4日まで		6泊7日まで
			SA02	SB02	MA02	MB02	LA02
保険料			¥500	¥250	¥500	¥250	¥500
保険金額	基本補償	死亡・後遺障害	519.6万	316.9万	334.2万	173.7万	150.6万
		入院保険金日額	7,500	3,500	4,000	2,500	1,000
	特約	個人賠償責任※	1億	1億	1億	1億	1億
		携行品 （自己負担額3千円）	10万	—	10万	—	10万
		救援者費用等補償	300万	300万	300万	300万	300万

【全てのプランにセット】※賠償事故解決特約

（2013.10）

長期補償タイプ 保険期間 1年・3年・5年

< モンベル傷害総合保険のご案内 >

モンベル野外活動保険™

（傷害総合保険）

モンベル山岳保険

（運動危険補償特約付傷害総合保険）

モンベル山行保険

保険料 ¥1,000 から

国内旅行期間中に、ピッケルやアイゼンなどを使用した本格的な山岳登はんや、登はん用具を必要とする山岳スキーなどを楽しむ方を対象とした保険です。「野あそび保険」に、危険度の高い山岳登はん中の事故などの補償を加え、さらに遭難時の救助隊による捜索活動にかかった費用まで補償します。

ハイキング

トレッキング

サイクリング

カヌー・カヤック

さらに
プラス



ピッケルを使用する
山岳登はん



登はん用具を使用する
山岳スキー



ボルダリングなどの
クライミング



登はん用具を使用する
クライミング

※上記は対象となるアウトドア・アクティビティの一例です。他にもさまざまなアクティビティが対象となります。詳しくはお問い合わせください。

(単位:円)

プラン名			1泊2日まで		3泊4日まで		6泊7日まで	
			SD02	SF02	MD02	MF02	LD02	LF02
保険料			¥2,000	¥1,000	¥2,000	¥1,000	¥2,500	¥1,500
保険金額	基本補償	死亡・後遺障害	263.1万	202.9万	115.4万	107.2万	252.3万	332.9万
		入院保険金日額	2,000	—	1,500	—	1,000	—
	特約	個人賠償責任※	1億	1億	1億	1億	1億	1億
		携行品 (自己負担額3千円)	10万	—	10万	—	10万	—
		救援者費用等補償	300万	300万	300万	300万	300万	300万
		遭難捜索費用	100万	50万	100万	50万	100万	50万

【全てのプランにセット】※賠償事故解決特約

(2013.10)

年間を通じてアウトドア・アクティビティを楽しむ方はこちら!

- ◎モンベルウェブサイトおよび全国のモンベルストアにてご加入いただけます。(一部店舗を除く)
- ◎モンベルストアでお申し込みの場合は、保険料は店頭でのお支払いです。印鑑不要で、最速で翌日正午からの補償開始が可能です。損害保険販売の資格を持ったスタッフがご案内いたします。
- ◎補償内容・引受条件等は「国内旅行傷害保険」と異なりますのでご注意ください。詳細はモンベルウェブサイト・パンフレット等でご確認ください。



野あそび保険（国内旅行傷害保険） & 山行保険（運動危険補償特約付国内旅行傷害保険） 補償内容の概要

基本補償の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡・後遺障害 保 険 金	国内旅行中の事故によるケガが原因で、 事故の発生の日からその日を含めて180日 以内に ①死亡された場合 ②後遺障害が生じた場合	①死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額を お支払いします。※1 ※1.死亡保険金をお支払いする原因となったケガに対して、既に 後遺障害保険金をお支払いしている場合には、死亡保険金 額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を控除した 残額となります。 ②後遺障害が生じた場合に、[死亡・後遺障害保険金額 ×保険金支払割合※2]をお支払いします。 ※2.後遺障害の程度に応じて普通保険約款別表3に定める保険 金支払割合（4%～100%） (注1) お支払いする保険金は、保険期間を通じて合算し、死亡・ 後遺障害保険金額が限度となります。 (注2) 既に後遺障害のある被保険者がケガによりその程度を加 重された場合には、既にあった後遺障害の保険金支払割合 ※2を控除して保険金をお支払いする場合があります。	1.次のいずれかに該当する事由によって生じたケガ ①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、 闘争行為 ②無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用し ての運転中に被ったケガ ③脳疾患、病気または心神喪失 ④地震、噴火、津波 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 2.むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付 けるに足る医学的他覚所見のないもの 3.スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自家 用航空機の操縦、ビッケル等の登山用具を使 用する山岳登山など、特に危険度の高い スポーツ中のケガ
入 院 保 険 金	国内旅行中の事故によるケガにより事故の 発生の日からその日を含めて180日以内 に入院された場合	〔入院保険金日額×入院日数〕 ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内 の入院に限ります。	※ただし、山行保険ご加入の場合は、ビッケル等の登山用具 を使用する山岳登山であつても補償対象となります。
手 術 保 険 金	国内旅行中の事故によるケガの治療のため に、事故の発生の日からその日を含めて180 日以内に所定の手術※を受けられた場合 ※所定の手術とは、次のAまたはBをいいます。 A.公的医療保険制度における医科診療報酬点数表 に、手術料の算定対象として列挙されている手術 （列挙されている手術は、公的医療保険制度を利用 していない場合であっても、保険金のお支払い 対象となります）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、 デブリードマン、骨または関節の非観血的または 徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯 手術を除きます。 B.先進医療（注）に該当する手術 (注)健康保険法等の規定に基づく評価療養のうち 厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病 院・診療所において行われる高度な医療技術 を用いた療養をいいます。すべての最先端医 療をいうものではありません。先進医療の種 類、取扱病院および要件については、厚生労働 省ウェブサイト（※欄外）をご確認ください。	次のいずれかの金額をお支払いします。ただし、1事故 につき事故の発生の日からその日を含めて180日以内 の手術1回に限ります。 ①入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10倍＝手術保険金の額 ② ①以外の手術の場合 入院保険金日額×5倍＝手術保険金の額	

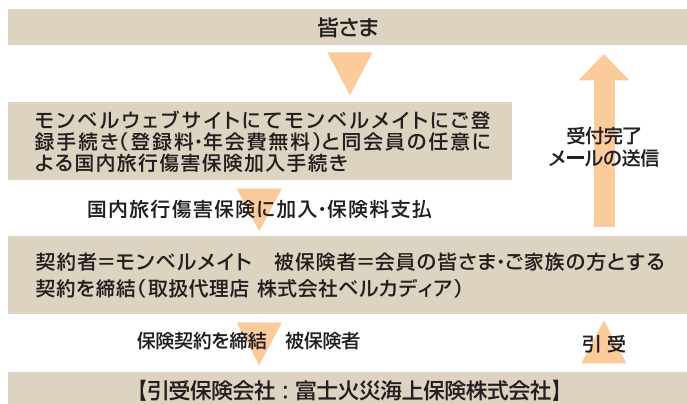
〔※〕 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/sensiniryoo/index.html

特約の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任 特 約	国内旅行中に偶然な事故により誤って他人 にケガをさせたり、他人の物に損害を与え て、法律上の損害賠償責任を負われた場合	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に賠償 金額をお支払いします。 (注1) 損害の発生および拡大の防止に必要・有益な費用等に対し ても保険金をお支払いできる場合があります。 (注2) この特約には「賠償事故解決特約」が自動的にセットされ、 折衝・示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士を選任を 含みます。）は原則として富士火災海上保険株式会社で行 います。	1.故意、地震、噴火、津波による損害賠償 2.戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 による損害賠償 3.職務遂行に直接起因する損害賠償（仕事上の 損害賠償） 4.自動車などの所有・使用・管理による損害賠償 5.同居の親族に対する損害賠償 など
携 行 品 特 約	国内旅行中に、偶然な事故により、携行し ている身の回り品（携行品）に損害が発生 した場合 (注)携行品とは、現金乗車船券宿泊券、衣類、カメラ などを用いた、次のものは含まれませんのでご注 意ください。 有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード 、稿本（本などの原稿）、設計書、船舶（ヨット・ モーターボートを含みます）、自動車（オートバ イを含みます）、コンタクトレンズ、義歯、動物、 植物 など	携行品1つ（1組または1対）あたり10万円（乗車券、 通貨などは5万円）を限度として、修繕費または時価額 のうち低い額をお支払いします。 (注1) お支払いする保険金は携行品保険金額をもって保険期間 中の限度とします。 (注2) 1回の事故につき、3,000円（自己負担額）をご自身で 負担いただきます。	1.次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 ①故意または重大な過失 ②地震、噴火、津波 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 2.差し押さえ、没収などの公権力の行使 3.欠陥、自然消耗、虫食い 4.置き忘れ、紛失 5.擦傷・塗料のはがれなど外観のみの損傷で、 機能に支障をきたさない損傷 6.ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山 は、ハンググライダーなどの危険なスポーツを 行っている間のそのスポーツに使用する用具 に発生した損害 など
救 援 者 費 用 等 補 償 特 約	国内旅行中に、 ①搭乗する航空機や船舶が行方不明または 遭難した場合 ②事故により生死が確認できない場合、 または緊急な捜索、救助活動が必要 なことが警察などにより確認された場合 ③ケガのため、事故の発生の日からその日 を含めて180日以内に死亡された場合 または継続して14日以上入院された場合	救援者費用等保険金額を限度として保険契約者、被保 険者および親族の方が支出した次の費用をお支払い します。 ①捜索救助費用 ②現地への往復交通費（救援者2名分まで） ③現地での宿泊料（救援者2名、1名につき14日分まで） ④現地からの移送費用（遺体輸送費用または治療中の 被保険者を被保険者の住所もしくは病院に移転す るために要した移転費。医師、看護師の付添いに要 する費用を含みます。）※ ⑤諸雑費（3万円まで） など ※被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者 が負担することを予定していた帰宅のための運賃は差し引き ます。	1.次のいずれかに該当する事由によって生じた費用 ①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、 闘争行為 ②無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用し ての運転中に被ったケガ ③脳疾患、病気または心神喪失 ④地震、噴火、津波 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 2.むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付 けるに足る医学的他覚所見のないもの 3.スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自家 用航空機の操縦、ビッケル等の登山用具を使 用する山岳登山など、特に危険度の高いス ポーツ中のケガ など ※ただし、山行保険ご加入の場合は、ビッケル等の登山用具 を使用する山岳登山であつても左記のお支払いす る保険金②～⑤をお支払いします。
遭 難 捜 索 費 用 特 約	日本国内において山岳登山（注）の行程 中に遭難された場合 (注)ビッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山 用具を使用するものおよびロッククライミング、 フリークライミングをいいます。	被保険者の捜索・救助・移送のために捜索者に支払った 費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故 と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相 当額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて遭難 捜索費用保険金額をお支払限度とします。	

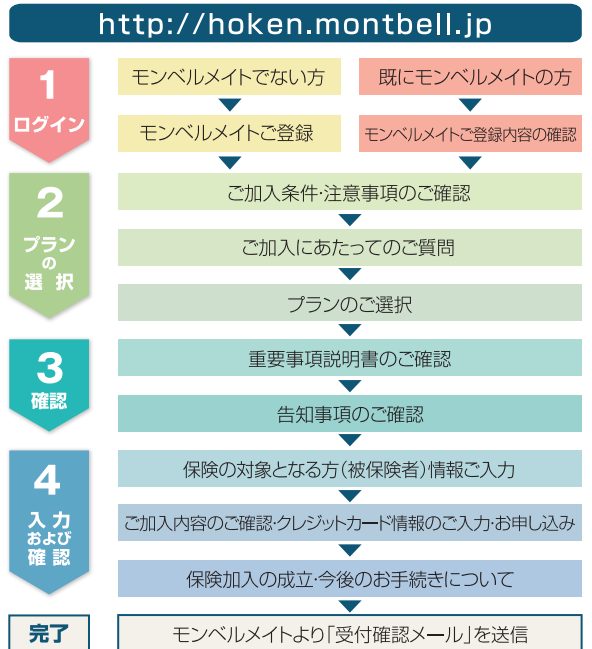
【ご加入方法について】

契約方式は、保険契約者をモンベルメイト 代表者 辰野勇、被保険者(保険の対象となる方)を会員の皆さま(ご本人)またはご家族の方、取扱代理店を株式会社ベルカディア(モンベルメイトの各サービスを運営)として保険契約を締結する契約となります。ご加入後はモンベルメイトのウェブサイトより受付完了メールを送信いたします。

【引受保険会社】富士火災海上保険株式会社



【ご加入手続きの流れ】モンベルウェブサイト



※本保険はウェブサイトからのお申し込み専用となっております。

【ご加入条件について】

<ご加入者(保険料負担者)について>

以下の要件を満たすことが必要です。

- モンベルメイトであること。
- インターネットメールアドレスを所有していること。
- 本人名義のクレジットカードを所有していること。
(お取り扱いカード:DC・VISA・MASTER・SAISON)
- 加入時点の年齢が満20歳以上で法律上の行為能力を有していること。

<保険の対象となる方(被保険者)について>

- 日本国内に居住する個人です。
- 保険期間終了時点での年齢が満90歳以上の場合はご加入いただけません。
- 加入者ご本人もしくは、加入者との関係が配偶者、加入者の同居の親族、加入者の別居の子ども(未婚)のいずれか1名です。

<その他ご加入条件について>

- 保険期間(保険のご契約期間)は日帰りから6泊7日となります。
- 保険責任開始時刻は加入手続きを完了した時刻(※)となります。
(※)出発以前に加入手続きを完了した場合は、国内旅行のために住居を出発した時刻となります。
- 保険料相当額のお支払い方法はご加入者本人名義のクレジットカード一括払いのみとなります。
- 保険契約の申込みの撤回等(クーリングオフ)は対象外となりますのでご注意ください。
- 直近2年間で3回以上かつ合計30万円以上の保険金を受領されたことがある方はお申し込みいただけません。
- 既にご加入されている同種の保険の合計額と、今回ご加入予定の保険金額との合計額が、死亡・後遺障害保険金額で1億円(無職者は2,000万円)を超える場合、入院保険金日額で30,000円(無職者は10,000円)または、通院保険金日額で20,000円(無職者は6,000円)を超える場合は、ご加入いただけません。
- 以下のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他の保険契約と合算して1,000万円が限度となります。
 - ①被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
 - ②被保険者がご加入者本人以外の場合

mont·bell mate

<モンベルメイトについて>

1.モンベルメイトとは、以下の方が対象となり、**モンベルメイトとなることを同意された方**です。

- モンベルクラブ会員(年会費:¥1,500)
- 通信販売利用者 ●M.O.C.イベント参加者
- アンケート回答者 ●旧モンベルクラブ会員
- 既保険加入者(2005年4月1日以降)

2.サービス内容

モンベルウェブサイトスピーディーにご利用いただけるほか、傷害保険の加入ならびにメールマガジンの配信サービス、イベント情報の発送サービスなどをご利用いただくことができます。

3.登録内容に変更があった場合

氏名、住所、eメールアドレスなど届け出事項に変更があった場合は、モンベルウェブサイト上で修正してください。修正ができない場合は、モンベルクラブ事務局までご連絡ください。ご連絡いただけない場合、メールマガジンなどをお届けできず、サービスが受けられなくなることがあります。

【ご注意】

- ご加入に際しては重要事項説明書(「契約概要のご説明」および「注意喚起情報のご説明」)を必ずお読みください。なお、お客様にとって特に不利益となる事項の記載箇所には印を付けておりますので、必ずご確認ください。また、ご加入者と補償の対象となる方が異なる場合には、その方にもご契約に関する内容をご説明ください。
- このパンフレットは「国内旅行傷害保険」の概要を説明したものです。詳しくは「国内旅行総合保険パンフレット」をご覧ください。
- ご不明な点につきましては、代理店までお問い合わせください。

<2015.08 61402 15-710S>

(注)本書は2016年9月末日まで有効です。ただし、商品改定、保険料改定等により、本書の内容に変更が生じた場合は、無効となります。

事故が起こったら	事故の状況やケガの程度をただちに(遅くとも事故の日から30日以内)ご連絡ください。なお、通知が遅れたり、その内容に虚偽の申告がありますと、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。	保険に関するお問い合わせ 傷害事故受付 http://hoken.montbell.jp	mont·bell outdoor challenge
	株式会社ベルカディア 保険窓口：モンベル・アウトドア・チャレンジ		
	☎ 0120-936-007 携帯電話・PHSからは 06-6538-0208 Eメールアドレス hoken@montbell.com		
	【受付時間】10:00~18:00 【定休日】3月~10月/無休 11月~2月/日曜・祝日		

取扱代理店

Bellcadia

株式会社ベルカディア

保険窓口：M.O.C.(モンベル・アウトドア・チャレンジ)本部事務局

〒550-0013 大阪府大阪市西区新町2-2-2

※株式会社ベルカディアとは、モンベル製品の販売、M.O.C.イベント企画・運営、保険代理店などを行う、モンベルグループの企業です。

引受保険会社

富士火災海上保険株式会社

東京本社/〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル

TEL.03-5400-6000(大代表)

<http://www.fujikasai.co.jp>

大阪本社/〒542-8567 大阪市中央区南船場1-18-11

TEL.06-6271-2741(大代表)



#1905016 15/10